

# 大津市庁議規程

平成3年7月1日

訓令第4号

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 部長会議（第2条－第6条）
- 第3章 政策調整会議（第7条－第11条）
- 第4章 補則（第12条－第15条）
- 附則

## 第1章 総則

### （設置）

第1条 市政の基本方針に係る審議等を行うとともに、市の各機関及び各部局間の総合的な調整を行うことにより、市政の効率的な運営を図るため、部長会議及び政策調整会議（以下「庁議」という。）を置く。

## 第2章 部長会議

### （会議の目的）

第2条 部長会議は、市政の総合的な重要施策、新規事業等についての基本方針を審議するとともに、各機関及び各部局間の総合調整を図ること等を目的とする。

### （構成）

第3条 部長会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市長、副市長、教育長及び公営企業管理者
- (2) 各部局の長
- (3) 部長相当職以上の者のうちから、市長が指名するもの
- (4) その他市長が指名する者

### （会議の開催）

第4条 部長会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開催することができる。

(会議の主宰及び進行)

第5条 部長会議は、市長が主宰する。ただし、市長が不在のときは、主管の副市長がこれを主宰する。

2 会議の進行は、政策調整部長が行う。

(付議事項)

第6条 部長会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の特命事項
- (2) 市長及び副市長からの指示事項
- (3) 重要な施策に関する周知事項
- (4) 各機関及び各部局における主要事業に係る報告事項
- (5) 市議会における答弁に係る調整事項
- (6) その他必要と認める事項

### 第3章 政策調整会議

(会議の目的)

第7条 政策調整会議は、市長及び部長会議からの指示事項並びに市政全般にわたる政策提案及び懸案等に関する事項の調査及び審議並びに各機関及び各部局間の政策調整を図ることを目的とする。

(構成)

第8条 政策調整会議は、政策調整部長及びその指名する各機関又は各部局の次長又は次長相当職の者(次長及び次長相当職を置かない機関又は部局にあっては、課長又は課長相当職の者)で構成する。

(会議の開催)

第9条 政策調整会議は、政策調整部長が必要と認めたときに随時に開催する。

(会議の主宰及び進行)

第10条 政策調整会議は、政策調整部長が主宰する。

2 会議の進行は、政策調整部次長が行う。

(付議事項)

第11条 政策調整会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の特命事項

- (2) 部長会議からの指示事項
- (3) 市政全般にわたる政策提案及び懸案等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

#### 第4章 補則

##### (付議手続)

第12条 各機関又は各部局長は、庁議に付すべき事項があるときは、政策調整部長が定めるところにより、付議事項に関する資料を提出するものとする。

2 前項の資料は、庁議の開催日の7日前までに提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 前2項の規定により提出された資料に係る付議事項は、政策調整部企画調整課においてこれを整理した上、庁議に付議する。

##### (代理出席)

第13条 庁議は、構成員が不在のときは、主宰者が適当であると認める代理者が出席するものとする。

##### (庶務)

第14条 庁議の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

##### (その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、庁議の運営について必要な事項は、市長が定める。

##### 付 則

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

##### 付 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

##### 附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

##### 附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。